

宇和島市教育委員会会議録

令和5年5月定例会

令和5年5月25日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和5年5月定例会 会議録

1. 開会日時 令和5年5月25日（木） 午後3時30分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 A棟会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司
文化・スポーツ課 文化係 主任 西澤 昌平

教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
同課主事 木原 康平
6. 付議事件
報告第13号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則)
報告第14号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校教職員安全衛生管理規程一部を改正する訓令)
報告第15号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校運営協議会委員の任命について)
報告第16号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
議案第25号 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱
議案第26号 宇和島市学校再編整備検討委員会設置要綱
議案第27号 宇和島市指定文化財の名称変更について
議案第28号 宇和島市立伊達博物館協議会委員の任命について
7. 説明及び報告事項

(1) 宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区選定に向けての作業進捗について

8. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後3時30分）

◎教育長

それでは、ただいまより令和5年5月定例教育委員会会議を開催します。

5月23日（火）にNHK「ひめポン！」という番組の中で、「対話型AIの可能性 学校教育での活用模索」というテーマが取り上げられていました。

番組では、愛媛大学教育学部附属中学校で理科を担当されている真木大輔先生が、ChatGPTを活用し、授業を工夫されている様子が放送されました。

生徒のAIの応答に対する肯定的受け止めと、従来より教員の負担は少なく、充実した内容を生徒に届けられるようになった。AIはあくまで補助的な道具、子どもと向き合う教員自身が考え判断しながら使うことが重要だと考えている。教員の立ち位置や役割についても言及されていたことが印象的でした。

一方、課題も指摘されていました。

革新的な技術を前にして学校は「期待」「とまどい」両方を抱えている。

文部科学省は生成AIの学校での取り扱いについて、今年夏ごろを目途にガイドライン示す方針。番組ではこのようにまとめたあと、継続して取材すると締めくくっています。

現段階での状況は、「現状のChatGPTのレベルを前提として、今、どう活用するか」の議論が行われているということだと思います。

革新的な技術を活用した教育によって何を目指すのかという目的論には踏み込まれていません。

あくまで現状を前提として、どう活用するかにとどまっているということです。

短期的にはそういう議論にならざるを得ないと思いますが、中長期的には、もっと大きなインパクトがある。いわば常識感や価値観の転換（パラダイムシフト）が来ると認識すべきだと考えています。

この課題にどう取り組んでいくかということ。これと併行して、今年は教育大綱を見直す年にもなっておりますので、何を実現していくのかということについても、私たち自身が、主体的に対話を重ね、深い学びの結果としての今後の方針や具体的

取り組み、その方法論などを見出していきたいと考えます。

席上には、参考資料もお配りしております。後ほどご覧ください。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議案ですが、報告第 15 号、第 16 号及び議案第 28 号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

それでは挙手全員ですので、報告第 15 号、第 16 号及び議案第 28 号については非公開で審議いたします。

それではその他の議事に入ります。

付議事件の報告第 13 号を事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

5 ページをご覧ください。報告第 13 号です。

4 月 1 日付で専決処分させていただきました「宇和島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則」についてご説明します。

特別な配慮を要する児童・生徒の就学や特別支援学級の入退級などに関しては、学識経験者や特別支援の免許を有する教職員などで構成される「教育支援委員会」において、就学に先立っての教育相談や調査結果等を踏まえ、その妥当性について協議を行っています。

このことを踏まえ、所掌事項や構成員等について、実情に即した規定に改めるとともに、下部組織である調査員会の機能の見直しや、通級指導の適否の協議を行う「小委員会」について規定するなど、所要の改正を行っています。

ご承認、よろしくをお願いいたします。

◎教育長

いかがでしょうか。

◎全委員

—特に質問、意見等なし—

◎教育長

それでは特にご質問等もないようですので、報告第 13 号について採決に移ります。

報告第 13 号について、ただいまの報告のとおり、承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第 13 号は報告どおり承認いたします。

◎教育長

報告第 14 号について事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

11 ページをご覧ください。報告第 14 号です。

4 月 1 日付で専決処分させていただきました「宇和島市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令」についてご説明します。

このたびの改正は、職員健康診断の受診基準の変更が主な目的です。昨年度の本規程制定時には、対象者について、常勤職員のほか「非常勤職員で週 20 時間以上勤務する者」としていました。非常勤職員の場合、フルタイムの 4 分の 3 以上勤務する者については法的に受診が必須であり、フルタイムの 2 分の 1 以上、4 分の 3 未満の勤務である者については、国の通知により受診させることが望ましいとされています。

このことから、「受診が望ましい」とされる任意の対象者については、市長部局に倣い、「週 20 時間以上勤務する者であること」を基準としました。

この基準を今回「フルタイムの 2 分の 1 以上勤務する者」に変更するわけですが、その理由は、従来の基準であれば、再任用者で週 19 時間 25 分又は 19 時間 30 分の短時間勤務の職員が対象から外れてしまうためです。愛媛県教育委員会では、「フルタイムの 2 分の 1 以上の勤務」を基準としており、短時間勤務の再任用者も対象となっていることから、これに基準を合わせるべく、改正を行うものです。

そのほか、長時間労働者、高ストレス者に対する医師の面接指導の該当要件についてより明確にするなど、表記の修正を行っています。

ご承認、よろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。

本件について、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

報告第 14 号について、ただいまの事務局の報告のとおり、承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第 14 号は報告どおり承認いたします。

◎教育長

それでは続いて、議案第 25 号に移ります。説明をお願いします。

○教育総務課長

21 ページをお開きください。議案第 25 号宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱です。

現在、就学援助の支給項目については、給食費や学用品費、修学旅行費や校外活動費、中学生のクラブ活動費など多岐にわたっています。そのうち学用品費にかかる算定方法について、修正漏れがありましたので、改めて明記するものです。

22 ページをお開きください。第 8 条第 2 項、下線部が挿入する内容です。

学用品費に関して、保護者の教材費の負担を軽減するため、昨年度より教材費の 2 分の 1 相当額を加算して支給する内容となっています。

上乗せ支給の金額は、各学年で異なりますが、保護者負担で購入する副読本・ワークブックなどの教材のうち、各学校から教育委員会に報告したものについて、前年度の保護者負担額を全校・学年毎に調査し、学年毎の平均額を算出して、その 2 分の 1 の金額を、上乗せ金額として設定しています。

本年度の教材費の支給予定は、小学校は、国基準 11,630 円に、学年毎に 2,290 円から 2,993 円の加算、中学校は、国基準 22,730 円に、学年毎に 3,920 円から 5,428 円の加算を予定しています。

ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

—特に質問、意見等なし—

◎教育長

それでは特段のご質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第 25 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員で議案第 25 号は可決いたしました。

◎教育長

それでは続いて、報告第 26 号について説明をお願いします。

○教育総務課長

23 ページをご覧ください。議案第 26 号宇和島市学校再編整備検討委員会設置

要綱です。

本要綱は、宇和島市教育委員会が宇和島市立小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針を策定するに当たり、宇和島市学校再編整備検討委員会を設置しようとするものです。

次のページをご覧ください。

要綱制定に関しては、前回平成 29 年度の際と異なり、令和 2 年度に附属機関等の委員選任の指針が定められていることから、改めて要綱制定をしています。

第 1 条をご覧ください。委員会の名称は、宇和島市学校再編整備検討委員会としています。

第 2 条は所掌事務として、統合にかかる基本方針の策定を所掌事務としています。

第 3 条は組織です。第 2 項の（1）から（6）までですが、児童・生徒の保護者の代表とそれぞれの委員の選出区分を設定しています。

なお、今回は、教育委員会で最終的な案の決定ということになりますので、教育委員の皆様と、選任指針により、前回選出されていた議員も除いた形となっています。

これにより、前回の委員は 23 名でしたが、教育委員分ほか 8 名の減となっており、差引きしますと 15 名となりますが、学校・保護者の意見をより広く聞くべきと考え、その減のうち、学校長ほか、保護者代表を合わせ 5 名程度の増とし、合計 20 名以内としたものです。

第 4 条以下については、任期・役職・報酬など会の運営に関する事項ですので、後ほどご覧いただけたらと思います。

このような体制で、小中学校適正規模、適正配置等に関する基本方針を策定したいと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。

この要綱について、ご質問等あればお願いいたします。

◎教育長

作業の進捗に伴って、教育委員の皆様をお願いするようなところは、改めて時期が来たら案内があるということですね。

○教育総務課長

この委員会の進捗については、教育委員の皆様には、随時報告をしていきたいと考えています。

よろしく願いいたします。

◎教育長

その前提となる仕組みということですね。

いかがでしょうか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

特にご質問等もないようですので、議案第 26 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 26 号は原案どおり可決いたしました。

◎教育長

議案第 27 号について説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

議案第 27 号宇和島市指定文化財の名称変更についてです。26 ページをご覧ください。

宇和島市妙典寺前に所在する市指定「藤治ヶ駄馬旧藩造林石碑」について「藤治駄場旧藩造林石碑」に変更するものです。理由としましては、市民からの情報提供により、文化財保護審議会で調査・審査し、変更することが適切であると判断されたため、提案するものです。

資料をご覧ください。伊達家資料を再度確認し、古文書に書かれているとおり、「ヶ」を取り、「馬」を「場」変更するものです。

あまりないケースですが、再度確認をしまして、この名称に変更にしたいということでございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎教育長

ただいま説明のあった文化財の名称の変更について、質問等あればお願いします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

よろしいでしょうか。

それでは議案第 27 号について採決に移ります。

原案通り可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 27 号は原案どおり可決いたします。

◎教育長

続きまして、ここからは非公開の案件の審議となります。

◎教育長

報告第 15 号を上程する。

<報告第 15 号>

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 16 号を上程する。

<報告第 16 号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

議案第 28 号を上程する。

<報告第 28 号>

宇和島市立伊達博物館協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○伊達博物館長

宇和島市立伊達博物館協議会委員の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

それでは続きまして、議事日程の4.説明及び報告事項の方に移ります。

説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区選定に向けての作業進捗をご報告します。

ご存知のように津島町岩松地区には、長い間、町並みの保存を目的に伝統的建造物群保存地区制度の導入について、進めてきましたが、補助金、補助率であったり、税金の優遇措置であったりと、規制措置などが固まりましたので、現在、住民説明会を実施しています。

保存活用計画の告示という教育委員会からの行為が必要となりますので、その前に、皆様に住民の方に説明している内容ではありますが、説明をさせていただいて、ご質問等ありましたらお伺いしたいと思います。

ここからは、学芸員の西澤から説明いたします。

○文化・スポーツ課主任

津島町岩松地区の重要伝統的建造物群保存地区選定に関する進捗状況を報告します。30ページから45ページまでが資料になります。

宇和島市には現在、史跡宇和島城、重要文化財豊臣秀吉像、重要文化的景観遊子水荷浦の段畑など、8件の国指定・選定の文化財があります。様々な種類の文化財がある中で、岩松地区は「重要伝統的建造物群保存地区」という町並みが文化財となる地区の候補として、文化庁と協議を進めています。

「重要伝統的建造物群保存地区」は現在、全国で126地区、県内では内子、西予市宇和町卯之町の2地区があり、岩松地区が選定されれば全国で127地区目、県内3地区目ということになります。

重要伝統的建造物群保存地区に至る選定の流れから説明していきます。43、44ページをご覧ください。43ページの表が文化庁の示している重要伝統的建造物群保存地区になるまでの流れになります。それに合わせて市で進めていたことを44ページに示しています。

1つ目の項目として挙げられている保存対策調査については、市町村合併前後に文化庁からの補助・指導を受けて、調査を行い、平成19年度に報告書を刊行しました。2つ目の保存条例については、平成30年度に制定しています。3つ目の保存審

議会については、宇和島市伝統的建造物群保存条例施行規則を制定し令和2年度に設置し、年1回程度岩松地区の伝建地区選定作業にかかる指導をいただいています。4つ目の都市計画決定については都市整備課と協議しながら手続きを進めているところで、7月以降に決定・告示となるように進めていただいています。5つ目の保存活用計画については、保存審議会で指導いただきながら内容はほぼ固まっています、現在パブリックコメントを実施中ですが、そこで出た意見も加味して、都市計画決定後に教育委員会にお諮りして告示する見込みです。最後の選定申出については、必要書類の作成を進めているところですが、申出の目安として、重要伝統的建造物群保存地区への同意をおよそ7割の方からいただしておくこととということがあります。現在、住民の方に制度の説明を行い、同意いただくようお願いしているところです。文化庁からは11月に国の審議会があると聞いているため、それまでに申出書類を作成して送付する予定で進めています。6月5日、6日には審議に当たったの事前視察で、文化庁の調査官が訪問される事になっています。

38 ページからの資料は住民説明の際に配布している資料です。

重要伝統的建造物群保存地区になる上でのポイントとして、生活を変える必要が無いこと、急な修理等をする必要が無いことをまず説明しています。その上で、建物を修理、解体、新築等の行為をする場合は届出が必要になり、基準を満たしているか判断した上で許可をする制度となっています。そういった制限と、古い伝統的建造物には、修理の際に8割の補助出るということと、固定資産税が非課税になるという優遇措置があり、その他の建物にも基準を守った改修には3分の2の補助が出ることと、その改修をした建物は固定資産税が半額となるといった優遇措置があることを説明しています。

補助の内容につきましては、41 ページに表をお示ししています。

伝統的建造物については、先ほど言いましたように、8割を補助することとしており、建物については外観・構造に係る経費・白蟻対策費用・履歴調査を対象とし、石垣などの工作物についても上限2,000千円の補助対象としています。

その他の伝統的建物以外の建物については補助率を3分の2としており、建物の外観を修理する場合は上限5,000千円、白蟻対策をする場合は上限を500千円加算できるようにしています。また、景観に合わせるための塀を新たに設置し、新しい構造物を目隠しするといった工事に関しても、上限2,000千円までの補助を行うことにしています。

建物の修理を行う際に、修理計画などを文化庁や有識者に検討していただかないといけません。その検討資料として、建物の痕跡を調べて現況図面や改修計画図面を作らないといけません。履歴調査補助は、その経費に対しての補助になります。他地域では施主の全額負担もしくは、建築士等のボランティアなどで行われているため、十分な調査ができているか課題となっているとの有識者からの意見もあり、補助制度に盛り込んでいます。この経費を補助している自治体は、全国的にも1件

しかない先進的な制度です。

なお、国からの補助金は、2,000千円以上の事業について、補助率65%となっています。県からは残る補助率の3分の1が出ることになっており、伝統的建造物で8割補助が出る場合は、65%の残り15%の3分の1、5%が県からの補助金になります。

また、選定された場合には文化財としての特別交付税措置がありまして、伝統的建造物群保存地区が1件あると、市に対しての特別交付税が7,000千円程度加算されます。加えて、3分の2の補助を使って修理し、固定資産税を2分の1の減免した場合には、減免額に応じた特別交付税の加算があります。

地区全体のメリットとしては、35ページの保存活用計画にも書いていますが、地区の防災計画が策定でき、防火設備等の整備を行うことが出来るようになります。岩松地区内は消防車が入れない細い路地が多いため、木造家屋を保存するために必要な事業として、国の補助を受けて実施します。

以上が地元の方へ説明している内容です。

◎教育長

今の説明についてご質問であったりご意見であったり、いかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長

補足いたします。範囲のことを言ってなかったと思うのですが、39、40ページに岩松の成り立ちを追いながら、町の歴史を調べて、この間にできた、要因等々を調べたところを昭和41年の航空写真を元に、40ページの一番下のカラー部分の範囲を今のところ想定しています。

新しい岩松大橋、郵便局前の橋から津島大橋のもとまで、津島支所前から見渡せる風景と思っていただいたら結構です。

水色のところに少し入り組んでいる箇所は港三と呼ばれる自治会ですが、ここが、入る範囲と入らない範囲があるという形になってはいますが、昭和41年の航空写真を見て、そのときには沼地や水田だったので、町並みを復活させようという概念はほぼほぼないという理由で外しています。ですから、隣が範囲内だが、自分のところは範囲外ということはあると思います。それも伝統的建造物群保存ということでご理解をいただくよう説明をしています。

あとは山際をずっと這っているようなことで、少しずつ色が変わっているところは、町の性格が少し違います。黄色は土居ノ奥と言いまして、もともと農村地帯だったところから、中道が町場になって、新しい川ができて緑色の町ができました。町の歴史とでき方の違いによって、少し家の形態も違うので、微妙に修理修景するときのスタイルが変わってくるということを説明しているところです。

国の補助、優遇措置をもって、個人の財産を制限するという行為になりますので、あまり宇和島ではやったことないことでありますし、全国でも120地区ぐらいしかありません。古い町並みを持っていて、なおかつ、住民の方に賛同いただいて、三

階建ての家が建たない、今流行りの屋根の家が建たない、広い道路ができないというような規制がかかります。その代わりに、かなり手厚い補助制度と優遇措置があるということを説明して、特に大きな反対はありませんが、不安としては「私が死んだらおらんなるよ」と言う方がたくさんいらっしゃいます。それは西澤主任と2人で、「どの地区も一緒です。今やらないと岩松のメリットを消してしまうことになります。今、みんなでやりましょう」というような呼びかけをしながらやっているところです。

なおかつ、売れたりとか、遺産相続をしたりして、古民家を使った活用方法だったり、新しい住民が入ってくることによって、コミュニティが維持できる可能性もあるということで、「商店街を復活させようとするものではない」というような説明もさせていただいています。

「もう何棟も取り壊されてしまったから遅いんじゃないか」とも言われますが、「内子も50年経って、あの町並みができたんです。」と、「今から新しい町並みを、古いことを学びながら作っていくんです。」というような言い方で納得していただくよう、今週は毎晩ですが、地元の方に、お話をしていきながら、最終的には同意書を7割以上いただいて、文化庁の方に提出するというので、この夏が山場かなと思っています。

◎教育長

どうでしょう、田村委員。

関わっていただいている立場で、ぜひ発言をお願いいたします。

◎田村委員

この資料で平成19年から保存対策調査が始まったとあるのですが、私が知っているのは平成16年ぐらいからお話が出てきたのではないかと把握しています。

私ごとですが、平成16年は長女出産した年で、来年の1月には20歳を迎えます。

この長い年月をかけて本当にいろいろと関わってくださって、やっとここまでできたなという大きな感想と、これからが本当のスタートだなんていう感想を持っています。

昨晩も若宮地区の地域の方々にご説明いただいて、同意もいただいたと聞いています。本当にありがとうございます。

この選定の範囲というのが見ていただいたらわかるように、すごく広くて、端々まで情報、お知らせが行き届きにくいかと思います。

こちらが情報を発信しても「知らなかった」とか「聞いてなかった」ということがこれからもあるかと思うのですが、なるべく工夫して、多くの方にお知らせができるようにできたらと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

最近では、街中でも重伝建についての話題が出るようになってきたので、少しずつなのですが、気運も高まっているのではないかと感じてます。

歩みを止めることなく、ぜひ、私も一住民としてできることは何でもしますので、

どうぞよろしく申し上げます。

◎教育長

何かありますか。

○文化・スポーツ課長

ありがとうございます。本当に心強いサポートをしていただいていると感じています。

確かに「長すぎる」と「遅すぎる」というお叱りも受けるのですけれども、こういったこともやりながら、今回できないともうできませんという話もさせていただきながら、頭を下げながらやっているところです。ご協力の方よろしくお願ひいたします。

◎教育長

私からも教育委員の皆様と認識合わせをしたいということも含めて、1つ、2つ質問があります。

田村委員からも娘さんが二十歳になられる、そういう長い時間とこれからがスタートだというようなご意見をいただきました。

それとの関係で、44 ページのこれまでの経緯の中で、2. 保存条例に令和4年度改正となっていますけど、この改正の意味を説明してもらえますか。

○文化・スポーツ課西澤主任

平成30年に保存条例を制定したときには、条例上の計画の名称は「保存計画」でした。平成30年度末に、文化庁において文化財に関する「保存活用計画」というものを作るよう平成31年4月1日施行で国の規則改正があり、これからは、文化財を活用していかないといけないということで、すべての文化財に関する計画が「保存管理計画」というものから「保存活用計画」に変わるタイミングがありました。

そのタイミングが、市の保存条例の制定と同時期であったことから、平成30年度に制定された現行の保存条例の中では「保存計画」という名称のままずっときていたのですけれども、実際に選定の動きを具体化していく中で、文化庁から「活用」ということを明記しないといけないのではないかという指導が入りました。昨年度末の条例改正の内容は、「保存計画」を「保存活用計画」に変更したというものになります。

◎教育長

ここからがスタートというところとの関連でいうと、非常に大きな意味を持つところだと思います。文化庁も文化財に関していうと、従来、どちらかというところ、保存して守っていくんだというところに重きが置かれていた。

そして、それが地方創生の流れを受けて、単に守っていただくだけではなくて、それを活用して活性化をさせていくんだというところに政策の方向性も大きくシフトしている。

文化・スポーツで言えば、伊達博物館の「博物館」の意味もどちらかというところ、文化財を守っていくというところに重きを置いていたところから、むしろそれを活用して、発信して、地方の創生につなげていくものとなっています。

教育大綱の見直しもありますが、人に関していうと、「ウェルビーイング」、そして地域に関していうと、「持続可能な地域社会」と私達は掲げています。学校教育、社会教育、文化・スポーツ、人権というあらゆる視点から、「ウェルビーイング」と「持続可能な地域社会」につなげていけるような取り組みにしていければというふうに思います。

そういう意味合いで施策の重点をシフトしているというところもあえて触れさせていただきました。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

(5) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

○学校教育課長

4月の教育委員会会議で、高山委員から質問いただいた点について、詳細にお答えしたいと思います。53ページをご覧ください。

5月8日以降の感染症対策について説明します。

1つ目は、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握です。毎日体温をチェックし、学校に報告させる取組は不要となりましたが、当市で現在使用している「ふりカエル習慣」については、児童生徒の自己の健康管理及び健康の保持増進の観点から継続します。

また、適切な換気の確保と手洗いや咳エチケットの指導など、今まで同様、基本的な感染症対策をしますが、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、児童・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離の確保などの措置を一時的に講じたりすることも、各学校判断で行うよう指導をしています。

2つ目は、マスク着用についてです。児童生徒・教職員について、学校教育活動にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本としています。ただし、バス等を利用するときなど、着用が推奨される場面においては、推奨すること、感染症流行時等には、校長の判断により、教職員への着用、または児童生徒への着用を促すことを指導しています。

3つめの部活動については、これまでどおりです。

4つ目の出席停止の取り扱いについては、感染が確認された者は、「発症日を0日とし、翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで」を基準とします。もし、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情で、他

に手段がないなど、合理的な理由で感染不安で休ませたいと相談があった場合は、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことも可能となっています。

最後に学級閉鎖等については、たとえ複数の児童生徒が感染しても、感染経路に関係がない場合や他の児童生徒に感染が広がっている恐れがない場合については、学級閉鎖として扱わなくなりました。

◎教育長

この件について、ご質問等ございますでしょうか。

◎弓削委員

学校では、消毒する範囲、回数が少し軽減されたということを知ったのですが、先生方の消毒の回数とか範囲は少し減ったのでしょうか。

○学校教育課長

教育委員会から指導はしておりませんので、学校長の判断だという形になるかどうかというふうに思います。

◎弓削委員

放課後子ども教室でも最初と最後に机等、子どもが触るところを全部消毒しておりますが、それは変わらずしたほうが良いのでしょうか。

○生涯学習課長

基本的には学校と同様に、消毒は必要ないと考えております。確認し、また対応検討させていただきたいと思います。

◎弓削委員

コロナ以降、子どもが触るパズルとか、そういったものも消毒してるので、また、対応について指導していただいたら助かります。

◎教育長

考え方等、全体に共有できるようにいたしましょう。

(5) 閉会宣言（午後4時45分）

◎教育長

それでは以上もちまして、5月定例の教育委員会会議を閉会いたします。